

射水市郵便入札実施要領

令和2年4月20日

告示第143号

(趣旨)

第1条 この要領は、射水市契約規則（平成17年射水市規則第29号。以下「規則」という。）第12条第2項の規定に基づく、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札対象)

第2条 郵便入札の対象は、制限付き一般競争入札、条件付き一般競争入札及び指名競争入札とし、射水市請負工事等資格審査委員会が決定したものとする。

(入札の公告等)

第3条 市長は、郵便入札を実施するときは、規則第4条及び射水市公共工事一般競争入札実施要領第5条の規定による公告並びに規則第18条第2項の規定による通知（以下「公告等」という。）において、次に掲げる事項を併せて公告等するものとする。

- (1) 入札書、入札価格積算内訳書（以下「入札書等」という。）の郵送方法
- (2) 入札書等の到着期限
- (3) 入札書等の送付先
- (4) 入札回数及び落札業者が決定しなかった場合の手續
- (5) 開札の日時及び場所
- (6) この要領の規定に反して提出された入札書等を無効とする旨
- (7) その他市長が必要と認める事項

(入札回数)

第4条 郵便入札の入札回数は、1回とする。

(入札書等の郵送方法)

第5条 郵便入札に参加しようとする者は、入札書等に市の入札参加資格審査申請における商号及び代表者職氏名のほか、必要事項を記入し、届出印を押印をした上で、公告等で指定する到着期限までに到着するよう市長あてに、書留郵便により郵送しなければならない。

2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、入札案件ごとに入札書等を指定した封筒（長形3号）に入れ封印し、封筒の表側に「小杉郵便局留 射水市長（契約担当課名）」、入札日、入札番号、件名及び「入札書在中」（朱書）を記載するとともに、

裏側に差出人住所（法人にあっては所在地）及び差出人名（法人にあっては商号及び代表者職氏名）を記載しなければならない。

3 当該入札日に入札書等の提出が2件以上ある場合は、入札案件ごとに作成した指定した封筒（長形3号）を一括送付用封筒に入れ、郵送することができる。封筒の記載方法については、前項を準用する。

4 郵送した入札書等の差替え又は撤回は、認めないものとする。

5 当該入札を辞退しようとする者は、入札日の前日までに入札辞退届を契約担当課へ直接持参又は郵送しなければならない。

（開札等）

第6条 入札書等は、開札日に小杉郵便局において受領する。

2 開札は、公告等に記載した日時及び場所において、当該入札事務執行担当以外の職員1人以上が、立会いのうえ開札を行うものとする。立会者は立会人署名簿に署名するものとする。

（同価格入札の取扱い）

第7条 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、指定する日時に当該入札者の出席を求め、くじ引きにより落札者又は落札候補者を定めるものとする。ただし、当該入札者が指定する日時に出席しないときは、当該入札事務執行担当以外の職員にくじを引かせるものとする。

2 前項に規定するくじ引きにおいて、入札立会人は不要とする。

（再度入札）

第8条 第6条第2項により開札を行った結果、予定価格の制限の範囲に達する入札書がない場合は、1回に限り再度入札を行うことができる。

2 契約担当課は、再度入札を行う場合、直ちに入札者に対して不調となった入札の最低入札額を記載した再度入札通知書（様式第1号）により通知するものとする。

（入札の無効）

第9条 規則第5条及び射水市建設工事等入札心得第5条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 指定された入札方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- (2) 公告で示した入札書等の到着期限を過ぎて到着した入札
- (3) 入札書等が郵送された封筒に記載された事項に誤りがある入札
- (4) 入札書等が郵送された封筒に指定された事項が記載されていない入札
- (5) 入札書等が郵送された封筒に記載された入札日、工事名及び差出人名と封入さ

れている入札書に記載された入札日、工事名及び入札者名が相違する入札

(6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(入札の中止等)

第10条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は、不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の中止又は延期をすることができる。

2 郵便入札を延期する場合は、到着期限までに到着した入札書等を延期後の入札日まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は、速やかに当該入札書等を入札参加者に返却するものとする。

(入札結果の公表)

第11条 市長は、落札者が決定したときは、速やかに当該落札者に連絡するとともに、入札結果を公表する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則(令和2年4月20日告示第143号)

この告示は、公表の日から施行する。

